

優良田園住宅建設計画の認定手続等に関する事務取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）、優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令（平成10年政令第254号）、優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行規則（平成10年農林水産省・建設省令第1号）及びみやき町優良田園住宅建設の促進に関する基本方針（平成26年1月8日みやき町公告）に定めるもののほか、優良田園住宅建設計画の認定手続等について必要な事項を定める。

(認定の申請)

**第2条** 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画を作成し、優良田園住宅建設計画認定申請書（様式第1号）の正本1部及び副本2部のそれぞれに、次に掲げる図書（計画区域に建設しようとする住宅の用に供する土地以外の土地を含まない場合にあつては、第5号に掲げるものを除く。）を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 優良田園住宅建設計画（様式第2号）
- (2) 計画区域の位置図（縮尺25,000分の1以上）
- (3) 計画区域の区域図（縮尺5,000の1以上）
- (4) 周辺の土地利用状況図（公共施設の整備状況を含む。）
- (5) 計画区域内の土地利用計画図（公共施設の整備計画を含む。）
- (6) 計画区域内に建設予定の住宅の配置図
- (7) 計画区域内に建設予定の住宅の平面図（各階）、立面図（2面以上）及び断面図
- (8) その他町長が必要と認める図書

(変更認定の申請)

**第3条** 優良田園住宅建設計画の変更の認定を受けようとする者は、優良田園住宅建設計画変更認定申請書（様式第3号）の正本1部及び副本2部のそれぞれに、前条各号に掲げる図書のうち、変更に伴ってその内容が変更されるものを添えて町長に提出するものとする。

(計画の認定等)

**第4条** 町長は、優良田園住宅建設計画を認定したとき又は優良田園住宅建設計画の変更認定したときは、速やかに認定書（様式第4号及び様式第5号）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、優良田園住宅建設計画認定申請書又は変更認定申請書が適切でないとき

は、理由を付した通知書（様式第6号及び様式第7号）にて、認定しない旨通知するものとする。

（完了報告書）

**第5条** 優良田園住宅の建設が完了したときは、認定を受けた者は、速やかに優良田園住宅建設完了報告書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。